

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国営沖縄記念公園電力引込単独化に伴う工事費負担金(専用供給設備(地中)工事)
契約担当官等の氏名並びにの所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所長 戸田 克稔 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
契約締結日	平成28年 4月25日
契約の相手方の氏名及び住所	沖縄電力株式会社 沖縄県名護市東江五丁目12番27号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	14,398,636円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区(以下、海洋博公園)の電力引込について、現在は伊江島へ送電する電力系統と同一となっており、伊江島で電気事故が起こった際には、同一系統である海洋博公園の電力も停止することになる。そういった状況を回避するためには、海洋博公園の電力引込を伊江島への送電系統から分離し、単独系統とする工事が必要となる。その工事については、県内唯一の電気事業者である沖縄電力株式会社の変電所の系統を増設し、その系統から海洋博公園へ電力ケーブルを新たに引込む必要があり、それに伴う工事費負担金が発生する。</p> <p>工事負担金については、「特定規模需要に対する標準的な電気供給条件(沖縄電力株式会社)」に基づくものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号</p>
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 : 海洋博公園電力引込単独化に伴う工事費負担金
(専用供給設備(地中)工事)
2. 履行場所 : 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区
3. 契約の相手方 : 沖縄電力株式会社 名護支店
沖縄県名護市東江五丁目12番地27号
0570-036-200
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 本件の目的 : 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区(以下、海洋博公園)の電力引込について、現在は伊江島へ送電する電力系統と同一となっており、伊江島で電気事故が起こった際には、同一系統である海洋博公園の電力も停止することになる。そういった状況を回避するためには、海洋博公園の電力引込を伊江島への送電系統から分離し、単独系統とする工事が必要となる。その工事については、県内唯一の電気事業者である沖縄電力株式会社の変電所の系統を増設し、その系統から海洋博公園へ電力ケーブルを新たに引込む必要があり、それに伴う工事費負担金が発生する。
工事費負担金については、「特定規模需要に対する標準的な電気供給条件(沖縄電力株式会社)」に基づくものである。
よって、会計法第29条の3第4項及び、予決令第102条の4第3号により随意契約を行うものである。